



279-1529
令和2年2月3日

宮崎県管工事協同組合連合会長 殿

宮崎県環境森林部長
宮崎県農政水産部長
宮崎県県土整備部長
(公印省略)

宮崎県工事成績評定要領の一部改定について (参考送付)

このことについて、下記のとおり改定しましたので参考までにお知らせします。

記

1 改定の内容

入札公告又は指名通知書に「本工事は、不調不落対策における工事成績評定の加点対象工事である。」と明記された工事に対しての加点評価項目を追記。

(追記内容)

考査項目別運用表別紙-2⑥ 7-2 特例措置

- 1 入札公告又は指名通知書に「本工事は、不調不落対策における工事成績評定の加点対象工事である。」と明記された工事

2 適用について

- (1) 令和2年2月14日以降に入札公告又は指名通知を行う当初設計金額250万円以上の建設工事に適用する。
- (2) 上記の適用日前の当初設計金額250万円以上の建設工事については、現行要領で評定を行うものとする。

3 施行日

令和2年2月14日

〔 文書取扱 自然環境課
農村計画課
技術企画課 〕

いつもお世話になっております。

宮崎県工事成績評定要領の一部改定を行いましたので、周知させていただきます。

改定内容については、別添通知書をご確認ください。

なお、改定した評定要領等については、今後、県庁ホームページにも掲載する予定です。

(現在、掲載作業中)

担当：宮崎県県土整備部

技術企画課技術基準担当 三浦

宮崎県工事成績評価要領

現行 (H31.4)

改定 (R2.2)

別紙

別紙

不調不滞対策における特別措置の評価項目の追記

項目別評定点表

項目別評定点表

工事名

工事名

評価項目	細別	評定点/満点
1 施工体制	I 施工体制一般	/3.3点
	II 配置技術者	/4.1点
	I 施工管理	/13.0点
	II 工程管理	/8.1点
2 施工状況	III 安全対策	/8.8点
	IV 対外関係	/3.7点
	I 出来形	/14.9点
	II 品質	/17.4点
3 出来形及び出来ばえ	III 出来ばえ	/8.5点
	I 施工条件等への対応	/7.3点
	I 創意工夫	/5.7点
	I 地域への貢献等	/5.2点
7 法令遵守等		
総合評定点		/100点

※総合評定点は四捨五入し整数とする。

評価項目	細別	評定点/満点
1 施工体制	I 施工体制一般	/3.3点
	II 配置技術者	/4.1点
	I 施工管理	/13.0点
	II 工程管理	/8.1点
2 施工状況	III 安全対策	/8.8点
	IV 対外関係	/3.7点
	I 出来形	/14.9点
	II 品質	/17.4点
3 出来形及び出来ばえ	III 出来ばえ	/8.5点
	I 施工条件等への対応	/7.3点
	I 創意工夫	/5.7点
	I 地域への貢献等	/5.2点
7 法令遵守等		
7-2 特例措置		
総合評定点		/100点

※総合評定点は四捨五入し整数とする。

別表第2

細目別評定点算出表

項目	細別	①主任監管員	②総括監管員	③検査員(中間・一部完成)平均	④検査員(完成)	細目別評定点
1 施工体制	I 施工体制一般	×0.4+2.9				/3.3点
	II 配置技術者	×0.4+2.9				/4.1点
2 施工状況	I 施工管理	×0.4+2.9		平均:	×0.4+6.5	/13.0点
	II 工程管理	×0.4+2.9	×0.2+3.2			/8.1点
	III 安全対策	×0.4+2.9	×0.2+3.3			/8.8点
	IV 対外関係	×0.4+2.9				/3.7点
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	×0.4+2.8		平均:	×0.4+6.5	/14.9点
	II 品質	×0.4+2.9		平均:	×0.4+6.5	/17.4点
	III 出来ばえ			平均:	×0.4+6.5	/8.5点
4 工事特性	I 施工条件等への対応		×0.2+3.3			/7.3点
5 創意工夫	I 創意工夫	×0.4+2.9				/5.7点
6 社会性等	I 地域への貢献等		×0.2+3.2			/5.2点
7 法令遵守等			×1.0			
総合評定点						0 /100.0点
8 総合評価技術提案 (履行 不履行 対象外)						

※中間・一部完成検査があった場合は(①+②+③/2+④/2)=細目別評定点
 (中間・一部完成検査が計2回以上の場合は、③を平均する)
 ※中間・一部完成検査がなかった場合は(①+②+④)=細目別評定点

現行 (H31.4)

宮崎県工事成績評定要領

別表第2

細目別評定点算出表

項目	細別	①主任監管員	②総括監管員	③検査員(中間・一部完成)平均	④検査員(完成)	細目別評定点
1 施工体制	I 施工体制一般	×0.4+2.9				/3.3点
	II 配置技術者	×0.4+2.9				/4.1点
2 施工状況	I 施工管理	×0.4+2.9		平均:	×0.4+6.5	/13.0点
	II 工程管理	×0.4+2.9	×0.2+3.2			/8.1点
	III 安全対策	×0.4+2.9	×0.2+3.3			/8.8点
	IV 対外関係	×0.4+2.9				/3.7点
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	×0.4+2.8		平均:	×0.4+6.5	/14.9点
	II 品質	×0.4+2.9		平均:	×0.4+6.5	/17.4点
	III 出来ばえ			平均:	×0.4+6.5	/8.5点
4 工事特性	I 施工条件等への対応		×0.2+3.3			/7.3点
5 創意工夫	I 創意工夫	×0.4+2.9				/5.7点
6 社会性等	I 地域への貢献等		×0.2+3.2			/5.2点
7 法令遵守等			×1.0			
7-2 特例措置			×1.0			
総合評定点						0 /100.0点
8 総合評価技術提案 (履行 不履行 対象外)			0			

※中間・一部完成検査があった場合は(①+②+③/2+④/2)=細目別評定点
 (中間・一部完成検査が計2回以上の場合は、③を平均する)
 ※中間・一部完成検査がなかった場合は(①+②+④)=細目別評定点

改定 (R2.2)

改定理由

不測不審対策における
特別措置の評価項目の
追記

工事成績採点の配分表

検査項目 (検査)	評定者	主任監査員					総括監査員					検査員(中間一部完成) ※中間一部完成検査が複数あった場合					検査員(中間一部完成) ※中間一部完成検査が1回の場合					検査員(完成)				
		A	B	C	D	E	A	A'	B	B'	C	D	E	A	A'	B	B'	C	D	E	A	A'	B	B'	C	D
1 施工体制	I 施工体制一般	+10 -03 0 -10 -10																								
		+10 -10 0 -10 -10																								
2 施工状況	I 施工管理	+10 -10 0 -10 -10																								
		+10 -10 0 -10 -10																								
		+10 -10 0 -10 -10																								
		+10 -10 0 -10 -10																								
3 出来物	II 出来物	+10 -10 0 -10 -10																								
		+10 -10 0 -10 -10																								
4 工事特性	I 施工条件への対応	+10 -10 0 -10 -10																								
		+10 -10 0 -10 -10																								
5 社会性等	I 地域への貢献等	+10 -10 0 -10 -10																								
		+10 -10 0 -10 -10																								
加算減点合計 (1+2+4+5)		+ 点					+ 点					+ 点					+ 点									
評定点 (65+加算減点合計)		※3 点																								
評定率		※3																								
注1 法令遵守等		注7 点																								
注2 総合評定点		注8 点																								
注3 総合評価技術提案(履行、不履行、対象外)		注9 点																								
所見		注10																								

- ※1 各検査項目ごとの採点は、「工事成績採点の検査項目適用表」(主任監査員が別紙-1①~④、総括監査員は別紙-2①~⑥、検査員は別紙-3①~⑨)による。
- ※2 65点 + 1~3の評定(加算減点合計) + 4~6の評定(加算減点合計) = 評定点
- ※3 評定率の算定は、主任監査員が40%、総括監査員が20%、検査員が40%とする。また中間一部完成検査がある場合の検査員の評定率は、中間一部完成検査の検査員が20%、完成検査員が20%とし、中間一部完成検査が増数ある場合の評定率はその平均値とする。
- ※4 「4 工事特性」、「5 社会性等」は加算減点のみとする。また、「7 法令遵守等」は減点減点のみとする。
- ※5 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、主任監査員からの報告を受けて総括監査員が評価するものとする。
- ※6 新築工事は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき利益があった場合に評価する項目である。
- ※7 法令遵守等の評価は、総括監査員が行う。
- ※8 総合評定点は、四捨五入により整数とする。
- ※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、「不履行」と記入する。
- ※10 所見は必要な場合に記入する。特に手直しに関する「指示」や「指摘」については、その理由を記載する。
- ※11 評定は、検査時点の状態を対象とし、従前の手直し等を考慮しないこと。なお、検査の結果、手直し等があった場合は、手直し前の状態を対象として評定すること。また、監督員の評定は工事期間を通して行うこと。
- ※12 総括監査員が置かれていない工事では、総括監査員が行う採点を主任監査員が行う(当初設計金額250万円~500万円)。
- ※13 入札公告又は指名通知書に、「本工事は、不備不齊対策における工事成績評定の加算対象工事である。」と記載された工事の場合に加算評価する。

現行 (H31.4)

宮崎県工事成績評定要領

工事成績採点の配分表

検査項目 (検査)	評定者	主任監査員					総括監査員					検査員(中間一部完成) ※中間一部完成検査が複数あった場合					検査員(中間一部完成) ※中間一部完成検査が1回の場合					検査員(完成)				
		A	B	C	D	E	A	A'	B	B'	C	D	E	A	A'	B	B'	C	D	E	A	A'	B	B'	C	D
1 施工体制	I 施工体制一般	+10 -03 0 -10 -10																								
		+10 -10 0 -10 -10																								
2 施工状況	I 施工管理	+10 -10 0 -10 -10																								
		+10 -10 0 -10 -10																								
		+10 -10 0 -10 -10																								
		+10 -10 0 -10 -10																								
3 出来物	II 出来物	+10 -10 0 -10 -10																								
		+10 -10 0 -10 -10																								
4 工事特性	I 施工条件への対応	+10 -10 0 -10 -10																								
		+10 -10 0 -10 -10																								
5 社会性等	I 地域への貢献等	+10 -10 0 -10 -10																								
		+10 -10 0 -10 -10																								
加算減点合計 (1+2+4+5)		+ 点					+ 点					+ 点					+ 点									
評定点 (65+加算減点合計)		※3 点																								
評定率		※3																								
注1 法令遵守等		注7 点																								
注2 総合評定点		注8 点																								
注3 総合評価技術提案(履行、不履行、対象外)		注9 点																								
所見		注10																								

- ※1 各検査項目ごとの採点は、「工事成績採点の検査項目適用表」(主任監査員が別紙-1①~④、総括監査員は別紙-2①~⑥、検査員は別紙-3①~⑨)による。
- ※2 65点 + 1~3の評定(加算減点合計) + 4~6の評定(加算減点合計) = 評定点
- ※3 評定率の算定は、主任監査員が40%、総括監査員が20%、検査員が40%とする。また中間一部完成検査がある場合の検査員の評定率は、中間一部完成検査の検査員が20%、完成検査員が20%とし、中間一部完成検査が増数ある場合の評定率はその平均値とする。
- ※4 「4 工事特性」、「5 社会性等」は加算減点のみとする。また、「7 法令遵守等」は減点減点のみとする。
- ※5 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、主任監査員からの報告を受けて総括監査員が評価するものとする。
- ※6 新築工事は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき利益があった場合に評価する項目である。
- ※7 法令遵守等の評価は、総括監査員が行う。
- ※8 総合評定点は、四捨五入により整数とする。
- ※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、「不履行」と記入する。
- ※10 所見は必要な場合に記入する。特に手直しに関する「指示」や「指摘」については、その理由を記載する。
- ※11 評定は、検査時点の状態を対象とし、従前の手直し等を考慮しないこと。なお、検査の結果、手直し等があった場合は、手直し前の状態を対象として評定すること。また、監督員の評定は工事期間を通して行うこと。
- ※12 総括監査員が置かれていない工事では、総括監査員が行う採点を主任監査員が行う(当初設計金額250万円~500万円)。
- ※13 入札公告又は指名通知書に、「本工事は、不備不齊対策における工事成績評定の加算対象工事である。」と記載された工事の場合に加算評価する。

改定 (R2.2)

改定理由

不備不齊対策における特別措置の評価項目の追加

工事成績採点の考査項目運用表(土木・建築工事共通)

評価監査員

考査項目	法令遵守等の評価項目一覧表																		
7 法令遵守等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>措置内容</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止3ヶ月以上</td> <td>- 20点</td> </tr> <tr> <td>2 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td>- 15点</td> </tr> <tr> <td>3 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>- 13点</td> </tr> <tr> <td>4 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td>- 10点</td> </tr> <tr> <td>5 <input type="checkbox"/> 文書注意</td> <td>- 9点</td> </tr> <tr> <td>6 <input type="checkbox"/> 口頭注意</td> <td>- 5点</td> </tr> <tr> <td>7 <input type="checkbox"/> 工事関係事故又は公害災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合</td> <td>- 3点</td> </tr> <tr> <td>8 <input type="checkbox"/> その他 理由:</td> <td>- 点</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 <input type="checkbox"/> 該当無し</p> <p>① 本考査項目(7 法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の違反事例で上記の措置があった場合に適用する。 ② 「施工」とは、買付契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質監視員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。 ④ 総合評価採点方法における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減点する措置を行う。</p> <p>[上記で評価する場合の違反事例] 1 入札前に提出した履歴資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承諾した。 3 使用人に随する労働条件に問題があり送致された。 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5 当該工事関係者が罰収額などにより逮捕又は公訴された。 6 一階下階や柱脚等の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送致された。 8 労働基準法に違反する事実が判明し、送致等された。 9 監査又は検査の義務を、不備な任力をかけるなどにより怠げた。 10 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11 過労働きの適用交通法違反により、逮捕又は送致された。 12 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団」に所属する構成員、準構成員、企業会等の暴力団関係者がいることが判明した。 13 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公害損害事故を起した。</p>	措置内容	点数	1 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止3ヶ月以上	- 20点	2 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点	3 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点	4 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点	5 <input type="checkbox"/> 文書注意	- 9点	6 <input type="checkbox"/> 口頭注意	- 5点	7 <input type="checkbox"/> 工事関係事故又は公害災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	- 3点	8 <input type="checkbox"/> その他 理由:	- 点
措置内容	点数																		
1 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止3ヶ月以上	- 20点																		
2 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点																		
3 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点																		
4 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点																		
5 <input type="checkbox"/> 文書注意	- 9点																		
6 <input type="checkbox"/> 口頭注意	- 5点																		
7 <input type="checkbox"/> 工事関係事故又は公害災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	- 3点																		
8 <input type="checkbox"/> その他 理由:	- 点																		

現行 (H31.4)

宮崎県工事成績評定要領

工事成績採点の考査項目運用表(土木・建築工事共通)

評価監査員

考査項目	法令遵守等の評価項目一覧表																		
7 法令遵守等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>措置内容</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止3ヶ月以上</td> <td>- 20点</td> </tr> <tr> <td>2 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td>- 15点</td> </tr> <tr> <td>3 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>- 13点</td> </tr> <tr> <td>4 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td>- 10点</td> </tr> <tr> <td>5 <input type="checkbox"/> 文書注意</td> <td>- 9点</td> </tr> <tr> <td>6 <input type="checkbox"/> 口頭注意</td> <td>- 5点</td> </tr> <tr> <td>7 <input type="checkbox"/> 工事関係事故又は公害災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合</td> <td>- 3点</td> </tr> <tr> <td>8 <input type="checkbox"/> その他 理由:</td> <td>- 点</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 <input type="checkbox"/> 該当無し</p> <p>① 本考査項目(7 法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の違反事例で上記の措置があった場合に適用する。 ② 「施工」とは、買付契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質監視員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。 ④ 総合評価採点方法における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減点する措置を行う。</p> <p>[上記で評価する場合の違反事例] 1 入札前に提出した履歴資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承諾した。 3 使用人に随する労働条件に問題があり送致された。 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5 当該工事関係者が罰収額などにより逮捕又は公訴された。 6 一階下階や柱脚等の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送致された。 8 労働基準法に違反する事実が判明し、送致等された。 9 監査又は検査の義務を、不備な任力をかけるなどにより怠げた。 10 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11 過労働きの適用交通法違反により、逮捕又は送致された。 12 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団」に所属する構成員、準構成員、企業会等の暴力団関係者がいることが判明した。 13 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公害損害事故を起した。</p>	措置内容	点数	1 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止3ヶ月以上	- 20点	2 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点	3 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点	4 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点	5 <input type="checkbox"/> 文書注意	- 9点	6 <input type="checkbox"/> 口頭注意	- 5点	7 <input type="checkbox"/> 工事関係事故又は公害災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	- 3点	8 <input type="checkbox"/> その他 理由:	- 点
措置内容	点数																		
1 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止3ヶ月以上	- 20点																		
2 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点																		
3 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点																		
4 <input type="checkbox"/> 入札参加資格停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点																		
5 <input type="checkbox"/> 文書注意	- 9点																		
6 <input type="checkbox"/> 口頭注意	- 5点																		
7 <input type="checkbox"/> 工事関係事故又は公害災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	- 3点																		
8 <input type="checkbox"/> その他 理由:	- 点																		
7-2 特別措置	<p>1 <input type="checkbox"/> 入札公告又は指名通知書に「本工事は、不備不発対策における工事成績評定の加点対象工事である。」と記載された工事 + 2点</p>																		

改定 (R2.2)

改定理由

不調不発対策における特別措置の評価項目の追加